

別紙 1

1 (1) 地方自治法（以下，平成 24 年法律第 72 号による改正前のものを「旧地方自治法」といい，現行のものを，単に「地方自治法」という。）100 条

5

旧地方自治法	地方自治法
<p>14 項 普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対し，政務調査費を交付することができる。この場合において，当該政務調査費の交付の対象，額及び交付の方法は，条例で定めなければならない。</p>	<p>14 項 普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対し，政務活動費を交付することができる。この場合において，当該政務活動費の交付の対象，額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は，条例で定めなければならない。</p>
<p>15 項 14 項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p>	<p>15 項 14 項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p>
	<p>16 項 議長は，14 項の政務活動費については，その使途の透明性の確保に努めるものとする。</p>

(2) 地方自治法 208 条

1 項 普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 項 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならぬ。

2 (1) 埼玉県政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年条例 3 号による改正前の題名は「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」。以下、同改正前のものを「旧条例」といい、同改正後のものを「新条例」という。）

10

旧条例（乙 1）	新条例（乙 8）
1 条 この条例は、旧地方自治法 100 条 14 項及び 15 項の規定に基づき、埼玉県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、埼玉県議会における会派に対し、県政調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。	1 条 この条例は、地方自治法 100 条 14 項から 16 項までの規定に基づき、埼玉県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、埼玉県議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
6 条 会派は、県政調査費を議長が別に定める用途基準に従い使用しなければならない。	2 条 政務活動費は、会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として別表に定めるものに充てることができるものとする。

<p>7条1項 会派の代表者は、県政調査費に係る収入及び支出の報告書を、議長が別に定める様式により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。</p>	<p>7条1項 会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を、議長が別に定める様式により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。</p>
<p>9条 会派は、当該会派がその年度において交付を受けた県政調査費の総額から、当該会派がその年度において行った県政調査費による支出（6条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の県政調査費を返還しなければならない。</p>	<p>8条 会派は、当該会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出（2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。</p>

(2) 別表（新条例 2 条関係）

別紙 2 (1) に記載のとおり

3 (1) 埼玉県県政調査費の交付に関する規程（以下「旧規程」という。乙 2）

5 1 条 この規程は、旧条例に基づく県政調査費に関し必要な事項を定めるものとする。

6 条 旧条例 6 条に規定する使途基準は、別表のとおりとする。

(2) 別表（旧規程 6 条関係）

10 別紙 2 (2) に記載のとおり